

○牧之原市工事格付公募型一般競争入札実施要綱

平成20年3月31日

告示第42号

改正 平成23年4月1日告示第34号

平成26年3月4日告示第16号

平成28年9月30日告示第154号

(趣旨)

第1条 この告示は、牧之原市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、工事格付公募型一般競争入札を実施するための手続その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「工事格付公募型一般競争入札」とは、入札参加者の範囲に関する一定の発注基準（以下「発注基準」という。）に基づき、入札参加者を募り、入札参加要件を満たした市内業者（以下「入札参加資格者」という。）を入札者として行う一般競争入札をいう。

(対象工事)

第3条 工事格付公募型一般競争入札の対象となる工事は、土木一式工事、建築一式工事、及び水道施設工事とする。

2 前項に定めるもののほか、牧之原市入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）の議を経て、市長が必要と認めた工事については対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事については、工事格付公募型一般競争入札の対象としないことができる。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する工事の種類（以下「工種」という。）において、業者数の確保が困難である工事

(2) 特殊な工法又は技術を必要とする工事

(3) 事故又は災害等により、緊急の対応を必要とする工事

(4) 前各号に掲げるもののほか、工事格付公募型一般競争入札に付することが適当でないと、市長が認める工事

(発注基準)

第4条 発注基準は、牧之原市工事格付公募型一般競争入札取扱要領（平成20年牧之原市告示第43号。以下「取扱要領」という。）に定める発注区分表（別表第1）に基づくものとする。

(入札の公告)

第5条 工事格付公募型一般競争入札の公告は、牧之原市の契約に関する規則（平成17年牧之原市規則第34号）第6条の規定に基づき、取扱要領第5条に定めるところにより行うものとする。

(電子入札)

第5条の2 入札方式を、電子入札（入札執行者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。以下同じ。）とした場合は、入札執行に係る手続は、静岡県共同利用電子入札システム（以下「システム」という。）の機能に基づき行うもの

とする。

- 2 前項に規定する電子入札に関し必要な事項は、牧之原市電子入札運用基準（平成28年牧之原市告示第134号）に定めるものとする。

（入札に参加する者に必要な条件）

第6条 工事格付公募型一般競争入札に参加する者に必要な条件は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 対象工事の工種について、建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成18年牧之原市告示第41号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 牧之原市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成17年牧之原市告示第89号）に基づく資格停止の期間内にある者でないこと。
- (4) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間内にある者でないこと。
- (5) 対象工事に建設業法第26条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できる者であること。
- (6) 前各号に定めるもののほか対象工事に係る要件を別途定める場合には、その要件を満たす者であること。

（設計図書等）

第7条 契約書案、契約約款、仕様書、設計書、図面、入札心得及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）は、管理情報課において縦覧に供するものとする。

- 2 設計図書等の配布は、取扱要領第6条に定めるところによる。

（現場説明会）

第8条 必要があると認めるときは、現場説明会を行うことができる。

（入札参加の申請）

第9条 入札参加希望者は、取扱要領に定めるところにより、工事格付公募型一般競争入札参加申請書（様式第2号。以下「入札参加申請書」という。）を提出するものとする。

（入札参加資格の確認）

第10条 入札参加資格の確認は、管理情報課が、受理した入札参加申請書の審査により行い、その結果を入札日の1週間前までに通知するものとする。

（入札執行等）

第11条 入札は、第5条の規定による公告ごとに執行するものとする。

- 2 市長は、必要に応じ、対象工事の積算の明細書の提出を求めることができる。

- 3 入札参加者の数が、取扱要領で定める入札参加業者基準数に満たない場合は、入札は行わないものとする。

（入札の無効）

第12条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札

- (2) 入札心得に示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において資格停止期間中である者その他の入札参加資格のない者のした入札
(入札の延期又は中止の場合の取扱い)

第13条 入札を延期し、又は中止する場合の取扱いは、取扱要領に定めるところによる。

(事業協同組合及び経常建設工事共同企業体の取扱い)

第14条 事業協同組合又は経常建設工事共同企業体が工事格付公募型一般競争入札に参加する場合は、その組合員又は構成員は、当該入札に参加することができない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、工事格付公募型一般競争入札の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日告示第34号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月4日告示第16号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月30日告示第154号)

この告示は、平成28年10月1日から施行する。